

協働のまちづくりのために 幌延町まちづくり基本条例仮称の検討を 始めました

平成12年に行われたいわゆる地方分権一括法の施行により、地方自治体には、地域のことは自らの責任と判断による、自己決定、自己責任による町政運営が求められるようになりました。まちづくりにも、これまでの行政主体から、住民が主体的にかかわり、町がそれを支援し、住民と行政が協働で取り組むことが必要となってきました。

この条例は、住民の皆さんがまちづくりに参加するための基本的なルールを定めるもので、条例の中でも最上位に位置づけられるものです。

町では、これから始まる基本条例の制定に関し、その概要と進捗過程について随時お知らせいたします。

Q どうして基本条例が必要なの？

現在は、住民の皆さんがまちづくりに参加するといっても、その方法を示されたものがありません。協働でまちづくりを進める上で、一番大事な情報の共有や住民自治の仕組みをルール化し、条例として明示することが必要と考えました。

Q 条例ができると何がかわるの？

町の様々な施策が、基本条例のルールに則して進められるため、町の仕事の進め方が分かりやすくなります。勿論、情報公開が進み、政策の決定過程が示されるようになります。

条例策定までの流れ

町民の代表10人で構成された「幌延町まちづくり基本条例（仮称）策定検討委員会」で条例のあり方を調査・研究及び審議し、提言書にまとめて町長に報告していただきます。また、役場の課長、主幹職で構成する「基本条例（仮称）推進本部」でも同様に検討を進め、随時、検討委員会に情報提供等を行います。

一方、町議会でも、基本条例の中の議会に関する事項について検討を進め、基本条例にどのように反映させるか協議されます。

検討委員会では、提言書の原案がまとまりましたら、住民の方々に説明する機会を設けご意見をいただき、いただいた意見を反映させた上で、町長に提言します。

町長は、提言に基づき条例案を作成し、議会との意見調整をした上で、平成20年12月議会での可決を目指します。

この流れを図示しますと次ページのようになります。

第1回幌延町まちづくり基本条例(仮称) 策定検討委員会を開催しました

H19.8.1 役場大会議室

第1回検討委員会では、町長から委員委嘱の辞令交付をした後、事務局から条例の概要説明、スケジュール等を確認しました。

